

## 給食費などの2,000円減額について

那珂川町では、子育て世帯の負担軽減と子育て支援策の拡充のため、令和6年度、7年度の2年間、給食費などを2,000円減額することとしました。（詳しくは下記をご参照ください。）

これらの減額に係る手続きは不要ですので、各自「実費契約の決定通知書」や「那珂川町立認定こども園料金表」でご確認ください。

また、これらのことについて、ご不明な点がある場合は、那珂川町子育て支援課（TEL 0287-92-1115）あてお問い合わせください。

### 記

#### 【対象のこどもと減額内容】

- ・ 1号認定児・・・給食費を2,000円減額して1,600円に  
※ 令和5年度は3,600円で徴収
- ・ 2号認定児・・・給食費を2,000円減額して3,000円に  
※ 令和5年度は5,000円で徴収
- ・ 3号認定児・・・利用者負担額（保育料）から2,000円減額  
※ 各階層区分により金額が異なるため、実際の決定額は料金表をご確認ください。